

モノクロプリンターの賃貸借及び保守並びにフルカラー複合機のプリントサービス

- 契約件名 モノクロプリンターの賃貸借及び保守並びにフルカラー複合機のプリントサービス
- 契約期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日(60ヶ月)
- 設置場所 宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁防災庁舎8階 営繕課
- 納入期限 令和7年9月30日

1 仕様

【フルカラー複合機仕様書】

基本仕様／ コピー機能	メモリ容量	2GB以上
	HDD容量	128GB以上
	解像度	読込600dpi×600dpi以上
	給紙段数	4段以上＋手差しトレイ
	給紙容量	550枚×4セット以上＋手差し100枚以上
	対応用紙サイズ	A3～A5、ハガキ
	カラー対応	フルカラー
	ウォームアップタイム	30秒以下
	ファーストコピータイム	モノクロ：4秒以下、カラー：6秒以下
	連続複写速度(モノクロ)	50枚以上／分(A4ヨコ)
	連続複写速度(カラー)	50枚以上／分(A4ヨコ)
	複写倍率	25%～400%(1%単位の任意設定が可能であること。)
	自動両面原稿送り装置	原稿収容可能枚数100枚以上
プリンター 機能	両面原稿同時読込	自動原稿送り装置は1回の読込で両面印刷原稿を両面同時に読み取ることができること。
	プリンター機能については基本仕様と同等の処理能力があること。	
	対応プロトコル	TCP/IP
	対応OS	Windows10以降のOSに対応していること。
スキャナー 機能	インターフェース	10BASE-T／100BASE-TX／1000BASE-T、及びUSB2.0以上
	A3サイズでフルカラー対応のネットワークスキャナー機能を持つこと。	
	スキャンデータはPDF／JPEG／TIFF形式で保存できること。	
	スキャンデータは複合機内の保存領域に保存でき、クライアント/パソコンからの操作で取り込みできること。	
FAX機能	SMB転送(Pushスキャン)、メール転送で職員のパソコンへ保存ができること	
	G3、加入公衆回線(PBX)対応していること。	
	200件以上短縮ダイヤル登録ができること。	
環境対応	FAX受信用として、コピー及び印刷と仕分けができるインナー排紙トレイを装備すること。	
	グリーン購入法適合商品・エコマーク認定商品であり、国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること。	
電源	スリープモード等の節電機能を装備していること。	
セキュリティ	最大消費電力1.5kw以下、AC100V、15Aの1電源を使用可能であること。	
	コピー等の際、SSDへのデータ書き込み時に暗号化できること。	

【モノクロプリンター】

印刷方式	半導体レーザー、LED方式
解析度	600×600dpi以上
用紙サイズ	A3～はがき
給紙容量	500枚以上×2トレイ
排紙容量	250枚以上(64g/㎡の場合)
両面プリント	両面印刷(A4、A3)対応
印刷スピード	A4片面印刷：45枚以上／分 A4両面印刷：30ページ以上／分
インターフェース	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T、USB2.0以上
対応OS	Windows10以降に対応
その他	定期点検及び定期交換部品(トナー、ドラムカートリッジ以外全て)を含む保守を賃貸借料金に含むこと

- 2 設置台数 複合機1台
モノクロプリンター3台

3 その他(納品条件等)

- (1) 新品に限る(工場から出荷された状態で搬入の上、据付、調整及び動作確認を行うこと。)
- (2) 令和7年9月30日までに機器の設置を完了させ、同年10月1日から使用が可能となるように調整すること。
- (3) 県庁LANへ接続し、職員がプリンタ及びスキャナーとして使用できるよう複合機の環境設定を行い、必要に応じて職員PCへのドライバインストール等の作業を実施すること。
- (4) 複合機については、FAX回線に接続し使用できる状態にするとともに、既設機に設置されたFAX短縮ダイヤルを新設機にも設定すること。
- (5) 設置した複合機を常に良好な状態に保つため、機器に精通した保守要員により常時保守できる体制を整えるとともに、次の作業を実施すること。
 - ア 感光体、トナー、部品等の交換(感光体、トナー、部品等にかかる費用を含む。)
 - イ 定期的な保守(点検、調整)や故障時の修理
 - ウ 機器の故障等が発生した場合には、速やかに現地に到着できる体制を確保すること。また、故障により業務に支障をきたす恐れのある場合は、同等の機器を無償で調達、設置すること。
- (6) 設置したプリンターが常に正常な状態で稼働するよう、プリンターに精通した保守要員により常時保守できる体制を整えるとともに、必要に応じ、部品等の交換(部品等に係る費用を含む)を実施すること。
- (7) 複合機とプリンターは同一メーカーにすること。
- (8) 当該の月間使用見込み枚数は以下のとおりであるが、この枚数を保証するものではない。
複合機22,000枚(黒13,000枚、カラーコピー1,000枚、カラープリント8,000枚)
- (9) 本仕様書に記載のない事項、または記載事項に疑義が生じた場合は、その都度協議すること。